

札幌市横断歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 事業概要

札幌市では、民間資金を活用した道路施設の持続可能な維持管理を実現するとともに、地域貢献の場としてご活用していただくため、「札幌市横断歩道橋ネーミングライツ事業」を開始します。

本事業で契約を締結した企業・団体等は、札幌市横断歩道橋ネーミングライツパートナー(以下「パートナー」という。)として、対象となる歩道橋の桁部分に、ロゴ、企業名、店舗名を入れた愛称を標示することができます。

2 募集対象施設

別表「対象歩道橋一覧」に記載の、本市が管理する歩道橋とします。なお、対象歩道橋は維持管理の都合等により予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 契約条件

(1) 契約料

契約料は、別表「対象歩道橋一覧」中、歩道橋ごとに設定した最低額以上の金額で、応募者から提案された額とします。なお、契約料は契約締結日を起算日として1か月単位で計算します。

(2) 契約期間

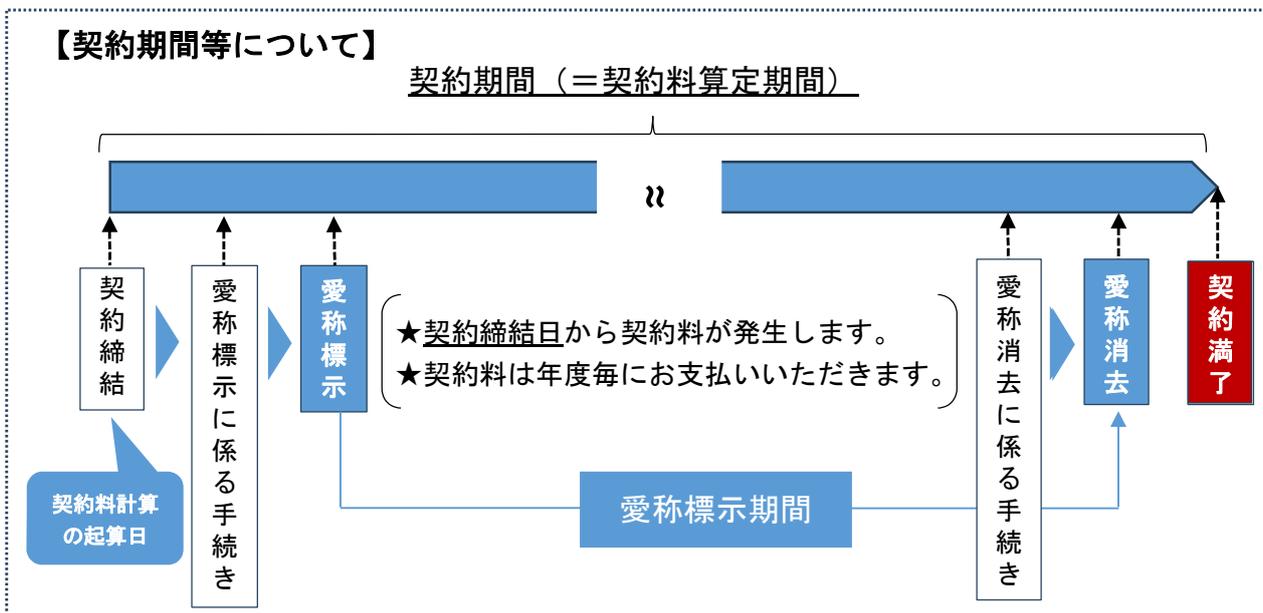
契約締結日から令和11年3月31日まで

(契約締結後に愛称の標示に係る諸手続きを行っていただきます。また、愛称の消去については契約満了日までに完了していただきます。)

(3) 愛称等

愛称及び愛称標示に係る条件は、別紙「愛称及び愛称標示に係る基準について」をご確認ください。

【契約期間等について】



別表「対象歩道橋一覧」

No	歩道橋名	所在	最低額(月額)	契約期間
			上段：税抜き 下段：税込み	
1	啓明中学校前歩道橋	中) 南9条西22丁目	49,000円 ----- (53,900円)	契約締結日 ~ 令和11年3月31日
2	北園横断歩道橋	東) 北24条東4丁目	31,000円 ----- (34,100円)	
3	白石神社前横断歩道橋	白) 平和通14丁目南	25,000円 ----- (27,500円)	
4	美園横断歩道橋	豊) 美園10条6丁目	67,000円 ----- (73,700円)	
5	山の手小学校前歩道橋	西) 山の手6条6丁目	32,000円 ----- (35,200円)	
6	琴似中央小学校前歩道橋	西) 八軒7条東1丁目	27,000円 ----- (29,700円)	

※ 各歩道橋の詳細については、別紙「歩道橋概要（個票）」でご確認ください。

4 応募条件

- (1) 募集の趣旨に賛同し、パートナーになることを希望する企業等の法人。なお、応募者の所在地は、札幌市内外を問わない。
- (2) 政治団体や宗教団体でないこと。
- (3) 札幌市広告掲載基準第2条※に掲げる業種又は事業者でないこと。また、道路法及び屋外広告物法並びにこれらの関係法令等の規定に違反する事業者でないこと。

※札幌市広告掲載基準第2条（広告を掲載しない業種又は事業者）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種 (2) 消費者金融 (3) たばこ (4) ギャンブルに係るもの。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき発行される宝くじに係るものを除く。 (5) 社会問題を起こしている業種や事業者 (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 (7) 興信所・探偵事務所等 (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者 |
|--|

- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団員又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当するもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行うもの
- (14) 本市の市税を滞納している事業者
- (15) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けているもの
- (16) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

5 標示の設置及び費用の負担

- (1) 歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称標示の消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条及び「札幌市私人の行う道路工事に関する規則」（昭和26年規則第17号）による承認を受け、施工していただくこととなります。
- (2) 事前調査、現地確認、歩道橋への施工等に要する諸々の費用は、すべてパートナーの負担とします。

6 募集期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月17日（金）まで（必着）

7 応募方法

下記提出書類①・②（様式1・2）に必要事項を記入のうえ、提出書類③～⑤を添付して、「13 応募先」に持参又は郵送によりご提出ください。

- ・申し込みに必要な費用は全て申込者の負担とします。
- ・提出書類は返却しませんので、予めご承知おきください。
- ・提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。

〈提出書類〉

- ① 札幌市横断歩道橋ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 登記事項証明書（全部事項証明）
- ④ 法人概要の分かる書類（パンフレットなど）
- ⑤ 札幌市税の納税証明書（指名願用）

※ 上記③及び⑤は、発行日から3か月以内のものに限る。

8 パートナーの選定

札幌市横断歩道橋ネーミングライツパートナー選定委員会の審査により決定します。

(1) 審査項目

	審査項目
①	応募金額の多寡
②	愛称の視認性
③	愛称の親和性（歩道橋の愛称としてその地域にふさわしいか）
④	愛称の適切性（他人に不安感や不快感を与えないか）
⑤	外部有識者による評価

(2) 審査・選定方法

提案内容について審査項目毎に点数化し、一つの歩道橋に応募が複数ある場合は、審査委員会が定める最低点数以上の者のうち、合計点数の最も高い方を、応募が1者の場合は、最低点数以上の方をパートナーとして選定します。なお、デザインの変更等の条件を付けて選定する場合があります。

9 選定結果の通知

パートナーの選定後、全ての応募者に対し選定結果を文書で通知します。選定されたパートナーについては本市公式ウェブサイト等の広報媒体で公表します。なお、選定結果の通知後は特別の理由があると認められる場合を除き、契約辞退はできません。

10 契約

選定結果の通知後、「歩道橋ネーミングライツパートナー契約」を締結します。本市がやむを得ないと認める場合を除き、選定結果の通知後3か月を経過してなお契約を締結できない場合は、パートナーとしての権利を失います。その場合は、次点応募者の中から上位の順に契約を締結します。

11 契約料の納付

契約料は年度毎に、契約期間（1か月に満たない期間は1か月とみなす）に月額 of 契約料を乗じて得た額をお支払いただきます。本市が発行する納入通知書により、契約年度は請求日から30日以内に、翌年度以降は、毎年度4月末日までにお支払いいただきます。

12 留意事項

(1) 愛称の一時撤去等

本市の業務上、緊急的にやむを得ない事由がある場合（災害による緊急対応が必要な場合等）は、歩道橋に標示している名称の一時撤去を求める場合があります。

歩道橋の修繕工事等により愛称標示が判読できない状態となる場合は、当該期間の契約料の返還を請求することができます。

(2) 愛称標示の維持管理

愛称標示部分は契約者に帰属されるため、契約期間中の愛称標示部分の維持管理はパートナーに行っていただきます。また、愛称標示部分について清掃その他維持補修を実施する場合については、上記5(1)と同様に道路管理者の承認を得る必要があります。

(3) 契約の解除

パートナー側の事情（違法行為等）により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。なお、当該解除に伴う原状回復に必要な費用はパートナーの負担とし、契約料の返還を請求することはできません。

本市側の都合（歩道橋の改修、修繕工事等）により契約を解除する場合は、契約料の返還を請求することができます。

(4) 優先交渉権

契約の更新を希望するパートナーは、現契約歩道橋の次期契約に関して優先的に交渉することができます。ただし、歩道橋に改修工事等の必要が生じた場合は、当該工事等が優先されますので、必ずしも更新を確約するものではありません。

13 応募先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部道路管理課 電話 011-211-2452（直通）

<応募時の留意点>

- ・ 上記6「募集期間」を遵守してください。
- ・ 持参される場合の受付時間は、募集期間中の土日祝日を除く毎日8時45分から17時までです。
- ・ 郵送の場合は、募集期間の終了日（17時まで）必着です。
消印が終了日付けでも、終了日17時までに到着しない場合は無効となります。
- ・ 提出の際は、提出書類を封筒に入れ封印し、封皮に申込者のお名前、件名（札幌市横断歩道橋ネーミングライツパートナー申込書在中）をご記載ください。